

1 手作りおやつを出すときの衛生管理は

Q.

子育て支援事業の中で、手作りおやつを参加者に出す場合があります。今までは、食品衛生上のことは全く気にしていなかったのですが、保健所への届出や検便などが必要でしょうか。

A.

「〇〇まつり」といった、大きなイベント開催の際には、保健所へ開催届けを出し、検便検査を受ける必要があります。

「手作りおやつを参加者に出す」といった程度の内容であれば、おやつを作る際の手洗いをきちんと行う、いたみやすい生菓子は避ける、といった配慮をしましょう。

団体として、より安心して事業を行いたいというのであれば、半年に1回程度、主にお菓子づくりに携わっている人の検便検査を行われてみてはいかがでしょうか。



2 イベント参加者、当日スタッフの事故への備えは

Q.

フィールドで行うイベントの参加者、当日のスタッフのケガや事故への備えはどうしたらよいのでしょうか。

A.

イベントの参加者・スタッフのケガや事故に備え、民間の傷害保険および賠償責任保険を掛けておくことが必要でしょう。

保険に加入する際には、活動内容に適した保険を選びましょう。また、スタッフが労働保険に加入していた場合は、労働条件通知書（雇用契約とみなすもの）の取り交わしが不可欠です。

労災については社会保険労務士の指導を受けるようにしましょう。

フィールドで行うイベントで事故を防ぐためには、なにより事前の準備が大切です。下見による現地の危険要素の認識、参加者の人数・年齢などの把握、当日スタッフの体制や緊急の時の対応など、十分準備をして楽しいイベントにしましょう。

3 団体としてどんな保険をかければよいか

Q.

NPOの活動では、団体としてどんな保険をかければよいですか。

A.

活動中の事故に対して、社会福祉協議会が扱っている保険として、無償のボランティア活動を対象とする「ボランティア保険（活動保険・行事保険）」と、有償の福祉サービスを対象とする「福祉サービス総合補償」があります。この保険に加入するには、まず社会福祉協議会の会員になることが必要です。お近くの社会福祉協議会にお問い合わせください。また、民間の保険会社の傷害保険や損害賠償保険を使うこともできますので、問合せて検討しましょう。どの場合でも、保険によって対象となる活動が違いますので、事故の時に給付されるかを確かめて加入するようにしましょう。

<参考> 社会福祉協議会の保険

ボランティア活動保険 (無償ボランティアが対象)	ボランティア活動中の事故によるボランティア活動者のケガの補償・賠償責任補償	海難救助ボランティア・チェーンソーを使用する森林ボランティアなどは対象外
ボランティア行事用保険 (無償ボランティアが対象)	ボランティア行事の主催者と参加者のケガの補償と（主催者の）賠償責任補償	
福祉サービス総合補償 (有償スタッフが対象)	福祉サービス中の活動従事者のケガの補償と団体の賠償責任補償（在宅福祉サービス・地域福祉サービス・介護保険サービス・障害福祉サービス・障害者地域生活支援事業・児童福祉サービス など）	入所の社会福祉施設（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、障害者生活支援施設など）の事業は対象外

4 事故が起きてしまった時にどう対処するか

Q.

乳幼児の預かり等で、事故が起きてしまった時の対処法はどうしたらよいのでしょうか。

A.

サービス提供中の事故発生に対して備えておくことは、まず、事故が発生した時の対応方法を定めて、それをスタッフに周知・徹底しておくことです。また、傷害保険や損害賠償保険などへの加入も必要です。

〔事故発生時対応〕

- ① 利用者への対応：応急処置（医療機関・救急車への要請）、責任者への連絡、家族への連絡、救急処置・経過の記録、事故に関連した物品の保全
- ② 業務管理上の対応：対応窓口の一本化、役割分担、警察・行政など関係機関への連絡、事故当事者スタッフに対するサポート、保険会社への事故報告
- ③ 事故調査
- ④ 事故レポート作成
- ⑤ 原因究明と責任の検討

並行して、利用者・家族への説明は、責任者が事実に基づき誠実に言い、原因が不明の場合は、調査し結果が出た段階で正式に原因の説明をする。

5 ボランティアの募集や活動参加の留意点は

Q.

ボランティアを募集して活動に参加してもらおうと思っていますが、気をつけることはありますか。

A.

ボランティアに何をしてもらおうか考えずに、とにかく来てもらうというのでは、トラブルに繋がる恐れがあります。

まず、どの活動をボランティアに担当してもらおうか、それにはどういう技術や力が必要かを考えて募集し採用すること。そして、ボランティアの人と、活動する時に守るべき最低限のことや守秘義務などについて、契約書を取り交わすとよいでしょう。

また、活動に入る前にオリエンテーションをして、活動の内容やそこでのリスク、役割や権限をはっきり伝えましょう。

活動中は、担当のスタッフを決め、ボランティアの様子を把握するとともに、ボランティアからも分からないことを聞ける体制をとることも必要です。

もしもの事故のためには、傷害保険・賠償責任保険などを掛けておきましょう。

6 個人情報保護に関して準備しておくことは

Q.

NPOの活動で、個人情報についてどんなことに気をつければよいですか。

A.

個人情報保護法対象の事業者（6ヵ月間 5000名以上の個人情報を保有）に該当しない場合でも、NPOはたくさんの個人情報に触れることが多いので、個人情報の扱いに十分注意が必要です。名簿など団体で持っている個人情報を洗い出し、対策を立てましょう。

例えば…

- ・ 活動上で知り得た個人情報について、守秘義務を守り、ボランティアなどにも徹底する。
- ・ 申込み書に名前・連絡先などを書いてもらう場合は、使用目的を伝え目的外に使用しない。
- ・ 複数の人にメールを送る時、アドレスを伏せた方がよい場合は、Bccにあて先を置く。（うっかりミスに注意！）
- ・ 名簿は限られたスタッフのみがアクセスできるようにする。

など

まずは、机の上を片付けて、紙情報の置きっぱなしや紛失に注意することから始めましょう！

7 法人の業務でマイカーを使用した場合の責任は

Q.

スタッフのマイカーを法人の業務に使用していて、業務中に交通事故を起こした場合、法人にはどのような責任が発生しますか？

A.

この場合、民法第 715 条の「使用者責任」または自動車賠償保障法第 3 条の「運行供用者責任」が発生すると考えられます。スタッフの自動車を利用することによって利益を受けているのは法人になるので、法人にも損害賠償責任が発生します。

高額な損害賠償が発生した場合には法人そのものの存続自体も危ぶまれます。本来であれば、スタッフのマイカーを利用するのではなく、法人所有の自動車で、一定以上の補償のある任意保険に加入し、業務を行うのが望ましいでしょう。



1 定年後、NPOで活動したい

Q.

会社で経理の仕事をしていましたが、定年後、経理の経験を活かして、NPOで活動したいと思います。どのような貢献ができるか、どこから始めればよいでしょうか。

A.

NPOは会計の経験者がいないところが多く、会計をサポートする人が求められています。

しかし、NPOが本当に困っていることは基本的・基礎的なことが多く、企業活動とは大きな隔たりがあり、企業での経歴をそのままNPOにも活かせるとは限らないため、実態をよく知ることが必要です。

NPOをもっと知り、その中で自分に合った社会貢献活動は何かを探る活動を積極的に行うことが必要です。そのためには、NPO向けの講座やフォーラムなどに積極的に参加されることをお勧めします。そこで、NPOの方々との交流をすることもできます。

2 若者のコミュニティづくりのNPOを立ち上げたい

Q.

音楽イベントなどの活動でたくさんの人とのつながりができたので、若者のコミュニティづくりを目的として、フリーマーケットや音楽イベントなどを行うNPO法人を立ち上げるつもりです。準備はどうすればよいでしょうか。

A.

「若者のコミュニティづくり」を目的にしているということですが、何をしたいのか、団体の目的や事業・活動内容がまだ漠然としているので、活動について具体的に計画を立て、少しずつ実行して考えることが大切です。

法人化しないと信用が得られないと考えているようですが、初めから法人にせず、まず事業をやってみてから検討してもよいのではないのでしょうか。

また、活動を理解してもらい、協力者・賛同者を得るためには、自分たちの活動の趣旨や目的を、言葉で表現できるようにすることが必要です。

3 地域で「憩いの場」をつくりたい

Q.

地域で「憩いの場」をつくりたいのですが、何から始めたらよいのでしょうか。コーヒーの有料提供、野菜販売などを考えています。一緒に活動する仲間はいます。

A.

まず、仲間と意思を出し合しましょう。どうして憩いの場をつくりたいと思ったのか、どういう人に来てもらいたいのか、そこで何ができるか、将来、どういう場にしていきたいかなど、イメージを共有しましょう。

次に、地域に来てもらえる人がいるのか周りの条件をリサーチしましょう。初めは、日を限って行い、それから、規模や回数などを考えていくのもよいと思います。

祝！開店



1 定款の「事業の種類」の書き方

Q.

定款の「事業の種類」には活動内容を網羅した方がよいでしょうか。

A.

定款の「事業の種類」のところには、団体が行う事業がすべて含まれていることが必要ですが、活動内容（個々の企画など）を網羅する必要はありません。

定款では、まず、「目的」「特定非営利活動」を書き、次に目的を達成するためにどういう事業をするかが分かるように書くことが必要です。しかし、それは、一つ一つの具体的な企画やイベントについて記載することではなく、「〇〇に関する〇〇事業」「〇〇の目的で行う〇〇事業」など継続して行う業務の意味で、活動内容を整理して書けばよいのです。

事業計画書、活動予算書では、どういう事業を行い、お金の面でもどのように動いているか分かることが必要です。あまり細かくたくさんの項目にしてしまうと、他の人からそれが分かりにくいばかりか、事業計画書の作成の面からも煩雑になってしまいます。団体の活動を詳しく知らせるためには、パンフレットやチラシに、事業の中身を具体的に書けばよいでしょう。

2 NPO法人格を取得するまでの手順

Q.

今行っている活動を法人化したいと思いますが、法人格取得までの手順を教えてください。

A.

● 法人格を取得するためには、申請書と法律で定められた添付書類を所轄庁（千葉市にのみ事務所を置く法人については「千葉市長」、それ以外で千葉県内に主たる事務所を置く法人については「千葉県知事」）に提出し認証を受けます。流れは、およそ次のとおりです。

なお、所轄庁のNPO担当課では随時、事前相談を受け付けています（予約制）。

- ① 団体の活動と合わせて、NPO法人にすることが必要か、法人になってどういう活動や事業をしていくのかメンバーで十分話し合ひましょう。今後の活動の方向を決める上で非常に大事なことです。
- ② 設立趣旨・目的・活動・事業（事業計画・予算）、会員・役員・総会・理事会などの組織、名称や事務所などについて話し合い、定款を作成します。
- ③ 法人認証申請書や添付書類を作成します。
- ④ 設立総会を開き、法人化について決定し、申請書類についても承認を得ます。
- ⑤ 所轄庁へ「設立認証申請書」と添付書類を提出し認証の申請をします。
- ⑥ 認証（申請受理から、縦覧期間2ヶ月を含め3ヶ月以内で、認証・不認証の決定があります）
- ⑦ 法務局へ登記申請をします。（この日が「法人成立の日」です）
- ⑧ 所轄庁へ「登記完了届出書」を提出します。

※詳しくは、千葉県の「特定非営利活動法人申請・届出の手引き」または「千葉県NPO・ボランティア情報ネット」

<http://www.chiba-npo.jp>

「千葉市ボランティア・NPO」ポータルページ

<http://www.city.chiba.jp/portal/shisei/index22/volunteer-npo/index.html>

などを参照してください。

3 NPO法人のメリット・デメリット

Q.

NPO法人のメリット・デメリットは何ですか。

A.

法人化が団体にとって本当に必要かを問うことが大切で、一概にメリット・デメリットとは言い切れません。

しかし、法人化で得られること(メリット)としては、団体として契約の主体となれること、銀行の通帳の作成や事務所を借りる場合の契約を団体として行うことができます。また、毎年、事業報告書の提出が義務づけられていますので、情報を公開することにより、社会的な信用が高まることなどがあります。

一方、認証・登記・各種届出などの事務処理に掛かる時間も多くなること、常にNPO法に基づいた活動が求められることなど、団体にとって負担に感じられることもあります。法人を解散する時に、残余財産の分配は禁止されているので、会費や寄付を返すこともできません。

法人化については、これらのことも考えて慎重に検討しましょう。

4 会員と会費の設定をどうするか

Q.

NPO法人の会員と会費の設定をする時に、留意しなければならないことは何ですか。

A.

多くのNPO法人で決められている会員には、総会で議決権を持つ正会員（NPO法で定められている「社員」のこと）と、それ以外の会員があります。正会員の加入脱退には、不当な条件を付けてはいけないこと、また、法人に10名以上正会員がいることが定められています。

会員を決める時には、この正会員と、活動に参加し利用するだけの会員を区別すること。混同すると、議決権を自覚していない人が多くなり、総会への出席が得にくくなったり採決がしにくいなど、運営上困ることが出てきます。そういう場合は、正会員と区別して、例えば「利用会員」などを置くことができます。

「正会員」「利用会員」などの名称は、団体の決めますが、どれがNPO法上の「社員」にあたるかを定款で明示することが必要です。

会費については、法外に高くして入会の制限にならないようにすること。また、会費の設定が、利用料など対価性がある場合、課税対象となる場合があります。

5 「その他の事業」とは

Q.

「その他の事業」とは何でしょうか。

A.

NPO法人は、定款に定めがあれば、特定非営利活動に係る事業（「本来事業」）に支障がない限り、特定非営利活動以外の事業（「その他の事業」）を行うことができます。本来事業とは関係ない、例えば飲食業・ビル管理業などでもできるわけですが、その収益は本来事業のために使用しなければなりません（NPO法5条1項）。またその会計も、本来事業の会計とは別に区分しなければなりません（同5条2項）。



1 法人としての活動は何もしていないが

Q.

法人のメンバーは皆、他に仕事を持っていて、ここのところ NPO 法人としては何の活動もしていませんでした。何も活動していなければ事業報告書は提出しなくてもよいのでしょうか。

A.

NPO 法人は、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない（NPO 法第 29 条）とされていますので、事業の実施、活動がなされていない場合でも、作成し、提出しなければなりません。

なお、3 年以上、事業報告書等を提出しない場合は、設立認証が取り消されることもあります。（NPO 法第 43 条第 1 項）

2 事業報告書に記載する内容

Q.

事業報告書には、どのような内容を記載すればよいでしょうか。

A.

一般的に、各事業の実施日時、従事者の人数、受益対象者の範囲及び人数などを記載します。

実施日時は、活動の頻度（月1回、週1回、通年、随時など）、従事者の人数はその事業に関わった法人のスタッフ等の人数を、受益対象者の範囲及び人数は事業をどのような地域や環境のどれぐらいの人々に実施したかを記載します。事業ごと事業費を記入しても良いでしょう。

また、この事業報告は、一般の県民が閲覧することが可能です。法人の活動に興味や共感を覚えた県民が、法人の活度の頻度や活動範囲を知るための資料ともなりますので、法人で可能な範囲で、具体的な記載をすることが市民へのアピールともなり、望ましいと言えるでしょう。

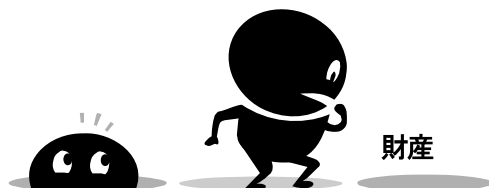
3 財産がない場合の財産目録・貸借対照表

Q.

NPO法人の認証を受けたばかりで、前年度はほとんど法人としての活動が無く、財産也没有せん。財産が無い場合でも財産目録や貸借対照表を提出しなければいけないのですか。

A.

財産目録や貸借対照表は、法人の財産の状況を明らかにするものですので、たとえ財産が無くても作成・提出しなければなりません。なお、その場合は、「0」と記載して提出することになります。



4 定款で「その他の事業」を規定したが、活動も財産もなし

Q.

定款にその他の事業を規定しているが、実際はその他の事業は、まったく何も実施せず財産はありません。この場合、特定非営利活動に係る事業の財産目録、貸借対照表だけ提出すればよいのでしょうか。

A.

定款で、その他の事業を行うことを規定しているのであれば、その他の事業に関する資産、会計は特定非営利活動に係る事業に関する資産、会計から区分し、特別の会計とすることが求められており、その財産、財務の状況も明らかにする必要がありますので、具体的な資産等がなくても作成、提出しなければなりません。なお、その場合は「0」と記載して提出することになります。

.....

.....

.....

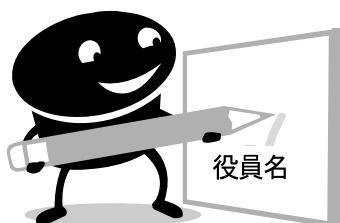
5 事業報告書の役員名簿の記載

Q.

前年度、総会で役員の入れ替えがありました。現在事業報告書を作成しているのですが、役員名簿には新しい役員の名簿を書けばよいでしょうか。

A.

役員名簿は、期末の役員だけでなく、報告対象期間中に辞任した役員又は期間中に交代した役員の前任者の記載も必要です。この報告対象期間とは法人の事業年度を指します。従って、事業年度中に少しでも任期のあった役員の全てを記載することになります。



6 「資産の総額」の計算や事業報告は非収益事業のみでよいか

Q.

非営利団体であるNPO法人は「資産の総額」の計算や事業報告は、非収益事業だけでよいと聞きましたが、それでよいのでしょうか。

A.

決算を完全に非収益、収益に分類している団体も見受けられますが、法人としては一本で決算し報告することが基本です。その中を区分経理することはその団体で決めることになります。従って、「資産の総額」（登記が必要）の計算は一本で、所轄庁へ提出する事業報告書も同じです。

.....

.....

1 認定NPO法人とは

Q.

認定NPO法人とは何ですか。

A.

認定NPO法人とは、特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものとして、所轄庁の認定を受けたNPO法人のことをいいます。

認定NPO法人制度は、経済的基盤がぜい弱なNPO法人への寄付を促すことにより、市民や企業の寄付によってNPO法人の活動を支えるという「寄付文化」を醸成し、市民の公益的活動をさらに推進する目的で平成13年に税法の特例として新設され、認定NPO法人に寄付をした者に対し税制上の優遇措置が設けられました。

その後、認定NPO法人自身の法人税の優遇措置である「みなし寄付金制度」の採用、「パブリックサポートテスト（以下、「PST」という）の緩和」などの改正がありました。

平成23年のNPO法改正により、平成24年4月1日から認定機関が国税庁から所轄庁（都道府県または政令指定都市）に変更されました。また、同日よりPST以外の基準を満たしたNPO法人に対する「仮認定NPO法人」制度が制定されています。

2 有効期間はあるか

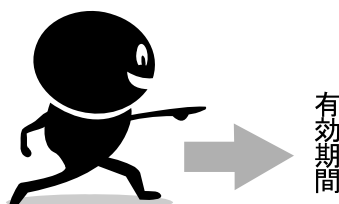
Q.

認定NPO法人に有効期間がありますか。

A.

認定NPO法人の有効期間は、所轄庁の認定の日から5年です。有効期間の満了後も引き続き認定NPO法人として活動を行う場合は、有効期間の更新を受ける必要があります。

なお、仮認定NPO法人の場合は所轄庁の仮認定の日から3年です。仮認定制度には有効期間の更新はありません。



3 法人に寄付した者への税制優遇措置とは

Q.

認定NPO法人に対して寄付をした者に対する税制上の優遇措置とは何ですか。

A.

1. 個人が寄付した場合 = 所得税（住民税）

所得税については（１）または（２）のいずれか選択

- （１）所得控除 寄付金の額※－2,000 円
- （２）税額控除（寄付金の額※－2,000 円）×40%（所得税の25%限度）

住民税については、認定NPO法人の所在地やお住まいの地方公共団体により異なります。

※総所得金額の40%が限度です。

2. 法人が寄付した場合 = 法人税

一般の寄付金の損金算入限度額（１）に加え、別枠（２）で損金算入をすることができます。

- （１）一般の寄付金に対する損金算入限度額
 $(\text{資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 0.25\% + \text{所得の金額} \times 2.5\%) \times 1/4$
- （２）認定NPO法人への寄付金に対する損金算入限度額
 $(\text{資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 0.375\% + \text{所得の金額} \times 6.25\%) \times 1/2$

3. 相続財産を寄付した場合 = 相続税

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その相続財産を相続税の申告期限までに認定NPO法人に対して寄付をした場合には、相続または遺贈にかかる相続税の課税価額の計算の基礎から除外されます。

4 法人自身に対する税制優遇措置とは

Q.

認定NPO法人自身に対する税制上の優遇措置を教えてください。

A.

認定NPO法人自身に対する税制上の優遇措置として「みなし寄付金制度」が適用されます。

「みなし寄付金制度」とは、収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額がある場合には、その支出した金額を寄付金の額とみなして、寄付金の損金算入限度額の範囲内で損金算入を認める制度です。

損金算入限度額は次のいずれか多い金額となります。

1. 所得金額の50%

2. 年200万円

(国税庁所管の旧制度の認定NPO法人では、
「所得金額の20%を限度」になります)

5 認定NPO法人のメリット・デメリット

Q.

認定NPO法人のメリット・デメリットはどんなことがありますか。

A.

例えば、以下のようなことが考えられます。

メリット

1. 税制優遇措置が受けられる
2. 寄付金を集めやすい
3. 内部管理体制の充実
4. 公益性が向上する
5. 社会からの認知度や信用が高まる

デメリット

1. 事務負担の増大など
運営面での負担が増える
2. より幅広く情報公開を
する必要がある
3. 活動内容が制限される
可能性がある
4. 有効期間は5年間
(更新制度あり)

6 パブリックサポートテストとは

Q.

PST【パブリックサポートテスト】とは何ですか。

A.

パブリックサポートテストとは、認定を受けようとするNPO法人が、広く一般から支持されているかを数値によって計測することを目的にしています。

PSTでは、実績判定期間において、次の3基準のいずれかを満たしていることが必要となります。

- (1)【相対値基準】収入金額に占める寄付金の割合が20%以上であること
- (2)【絶対値基準】年3,000円以上の寄付者の数が平均100人以上であること
- (3)【条例個別指定基準】都道府県又は市区町村から条例による個別指定を受けていること

詳しくは 内閣府のホームページをご確認ください。

<https://www.npo-homepage.go.jp/support/nintei.html>

7 認定NPO法人となるための要件とは

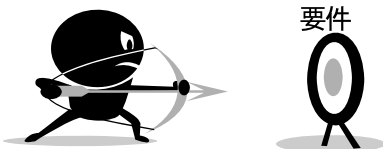
Q.

認定NPO法人となるための要件を教えてください。

A.

下記が要件です。

1. 「PST」を満たしていること（仮認定NPO法人は除きます）。
2. 事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満であること。
3. 運営組織及び経理が適正であること。
4. 事業活動の内容が適正であること。
5. 情報公開を適切に行っていること。
6. 事業報告書等を所轄庁に期限内に提出していること。
7. 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。
8. 設立の日から1年を超える期間が経過していること。
9. 欠格事由に該当しないこと。（NPO法第47条）



8 仮認定制度とは

Q.

仮認定制度について教えてください。

A.

仮認定 NPO 法人制度とは、設立初期の NPO 法人に対しては、1 回限りのスタートアップ支援として平成 24 年 4 月 1 日から新たにスタートした制度です。NPO 法人であって新たに設立されたもの（設立 5 年以内のものをいいます。ただし、平成 27 年 3 月 31 日までは設立後 5 年を超えた NPO 法人も申請することができます）が申請可能です。

「PST」をクリアしていなくても他の 8 つの要件を満たしていれば仮認定を受けられます。

有効期間は仮認定の日から 3 年間です。寄付税制の後押しを活用し 3 年間のうちに寄付集めをして、「PST」のクリアをめざすことになります。

この制度は 1 団体が 1 回利用できます。税制優遇の本認定との違いは、寄付をした相続財産の非課税制度とみなし寄付金制度は適用がないことです。

公設の市民活動支援センター一覧

名 称	住 所	電話番号
ちば市民活力創造プラザ	千葉市中央区中央 2-5-1 千葉中央ツインビル 2 号館 9 階	043-227-3081
市原市市民活動センター	市原市五井中央西 2-22-4	0436-20-3100
市川市ボランティア・NPO 活動センター	市川市八幡 3-4-1 アクス本八幡 2 階	047-326-1284
ボランティア・NPO 活動センター行徳	市川市末広 1-1-31 行徳支所 2 階	047-359-1146
船橋市市民活動サポートセンター	船橋市本町 1-3-1 フェイスビル 5 階	047-423-3483
習志野市市民協働インフォメーションルーム	習志野市津田沼 5-12-12	047-453-9337
八千代市市民活動サポートセンター	八千代市ゆりのき台 5-30-6	047-481-3222
浦安市市民活動センター	浦安市北栄 1-1-16	047-305-1721
まつど市民活動サポートセンター	松戸市上矢切 299-1	047-365-5522
柏市市民活動センター	柏市柏 1-5-18	04-7163-1143
流山市市民活動推進センター	流山市中 110 C 館 3 階	04-7150-4355
あびこ市民活動ステーション	我孫子市本町 3-1-2 けやきプラザ 10 階	04-7165-4370
鎌ヶ谷市市民活動推進センター	鎌ヶ谷市富岡 2-6-1 まなびいプラザ 1 階	047-401-0891
佐倉市市民公益活動サポートセンター	佐倉市鎗木町 198-2 レインボープラザ佐倉内	043-484-6686
四街道市みんなで地域づくりセンター	四街道市大日 396 文化センター1 階	043-304-7065
印西市市民活動支援センター	印西市中央南 1-4-1 中央駅前地域交流館 2 号館	0476-48-4500
白井市市民活動推進センター	白井市堀込 1-2-2	047-498-0705
栄町住民活動支援センター	印旛郡栄町安食 938-1	0476-80-1733
銚子市まちづくりサポートルーム	銚子市若宮町 1-1	0479-24-8193

公設の市民活動支援センター一覧

山武市市民交流サロン	山武市殿台 296	0475-80-0151
さんぶの森市民交流サロン	山武市埴谷 1884-1	0475-89-3630
君津市市民活動支援センター	君津市久保 2-13-3	0439-56-1543
野田市 NPO・ボランティアサポートセンター	野田市鶴奉 5-1 野田市総合福祉会館 3 階	04-7197-1543

民間の市民活動支援センター一覧

一般社団法人 大網白里まちづくりサポートセンター	大網白里市大網 32-3	0475-72-8278
特定非営利活動法人 ACOB A	我孫子市本町 3-7-10	04-7181-9701
特定非営利活動法人 NPO 支援センターちば	柏市若柴 227-6 柏の葉キャンパス 147 街区コモンA棟	04-7135-8101
特定非営利活動法人 子ども劇場千葉県センター	千葉市中央区新千葉 2-17-6 サンコート新千葉 102	043-301-7262
地域活性化センター松戸 (NPO 法人CoCoT)	松戸市松戸 2050	047-366-8909
特定非営利活動法人 ちば市民活動・市民事業サポートク ラブ	千葉市美浜区真砂 5-21-12	043-303-1688
特定非営利活動法人 千葉まちづくりサポートセンター	千葉市中央区新田町 10-1 田中ビル 2 階	043-241-1818
千葉県ボランティア・市民活動センタ ー	千葉市中央区千葉港 4-3	043-204-6010

困ったときはお電話ください





市民活動Q & A集

監修 川北秀人

I I HOE[人と組織と地球のための国際研究所]代表

編集 NPO支援組

編集担当：特定非営利活動法人

ちば市民活動・市民事業サポートクラブ

〒261-0011 千葉市美浜区真砂 5-21-12

TEL 043-303-1688 FAX 043-303-1689

E-mail npo-club@par.odn.ne.jp

発行 千葉県環境生活部県民交流・文化課

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1

TEL 043-223-4133

平成 24 年度千葉県県民活動促進事業「県民活動基盤強化事業」